

平成12年度税制改正に関する通商産業省意見

平成11年8月
通商産業省

1. 基本的方向

世界は産業革命に匹敵する変化の時代に入りつつある。先進国で進行しつつある少子高齢化や世界経済のグローバル化は政治・社会・経済にわたり地球規模の大きく急激な変化をもたらしつつある。

このような変化の激流の中、我が国経済は、戦後始めて2年連続マイナス成長を記録し、失業率についても平成11年6月には4.9%と過去最悪の水準となるなど、短期的にも極めて厳しい状況にある。

中長期的にも課題は山積している。「企業が国を選ぶ」国際的な大競争時代の中、高コスト体質の我が国経済は、産業空洞化の危機に直面している。また、急速に進む少子高齢化による労働力不足や資本制約等による潜在的な経済活力の低下も懸念される。さらに、開業率の低下や生産性の低迷、技術水準の相対的低落等と我が国経済発展の不安材料はつきない。

このままでは我が国経済は坂道を転げ落ちることになる。21世紀に向け、変化の時代に適した強靱な経済基盤を早急に確立しなければ、豊かな国民生活や質の高い福祉を実現することはできない。

そのため、事業者、中でも我が国の事業者の殆どを占める中小・ベンチャー企業が、この未曾有の変化の時代に、変化を先取りし、そのダイナミズムを存分に発揮して、未来を創っていくことができるような環境整備が重要である。我が国の事業者が存分にその力を発揮することのできる経済基盤を整備することが必要である。このため、必要に応じて税制による支援を講ずるべきであるし、また、税制がディスインセンティブになっているならば、速やかに改善する必要がある。

このような措置により我が国経済のダイナミズムを解き放つてこそ、21世紀に活力溢れる経済社会を構築することができよう。

現代社会の変貌を指摘してきた経営学者のドラッカーはいう。「成功への道は、自らの手で未来をつくることによってのみ開ける。自ら未来を創ることにはリスクが伴う。しかしながら、自ら未来を創ろうとしない方が、リスクは大きい」と。

【国 税】

I. 我が国経済の健全な発展に資する中小企業施策の推進及び産業競争力強化のための税制改正

1.. 中小・ベンチャー企業育成等新分野挑戦

- (1) 中小企業基本法における中小企業者の定義の見直し等に伴う所要の措置を講ずる。
- (2) エンジェル税制について、以下の措置を講ずる。
 - ① エンジェル税制の対象企業に対する投資により生じた株式譲渡損失については、一定の範囲内で他の所得との損益通算を認める。
 - ② 現行のエンジェル税制の損失繰越期間を3年から5年へと延長する。
 - ③ エンジェル税制の対象となる企業の範囲を拡大する。
- (3) 留保金課税制度を廃止する。
- (4) 中小企業者の事業承継の円滑化を図るため、相続税・贈与税に係る所要の措置を講ずる。
- (5) 産業活力再生特別措置法に基づき「事業再構築計画」の認定を受けた企業からストックオプションの付与を受けた特定関係事業者の従業員等についても、権利行使を行った際の経済的価値に対する所得課税を繰り延べし、株式売却時にその譲渡益に対して申告分離課税を適用する現行のストックオプション税制の対象とする。
- (6) 特定の投資事業組合について、以下の措置を講ずる。
 - ① 特定の投資事業組合に個人が投資した場合、エンジェル税制の適用を認める。
 - ② 特定の投資事業組合から投資を受けた企業について、ストックオプションの付与上限の引上げを認めることに伴う所要の税制措置を講ずる。
- (7) 「中小企業創造的事業活動促進法」に基づいて事業化設備等を取得した場合の特別償却制度及び税額控除制度の対象設備に一定の器具・備品を追加する。
- (8) 「中小企業創造的事業活動促進法」の認定を受けた中小企業について、ストックオプションの付与上限の引上げを認めることに伴う所要の税制措置を講ずる。
- (9) 中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率を引き上げる。
- (10) 中小企業新技術体化投資促進税制について対象設備の見直しを行いつつ、適用期限を延長する。
- (11) 中小企業設備近代化資金等助成法の改正に伴い、貸与機関が行う資金貸付事業について、収益事業からの除外措置を講ずる。

3. 経営資源の有効活用等のための取組支援

- (1) 確定拠出型年金制度を創設し、次の①～⑤の措置を講ずる。
 - ① 年金への従業員拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入とする。
 - ② 年金資産の運用益については、非課税とする。
 - ③ 年金からの給付について、公的年金等控除、退職所得課税の対象とする。
 - ④ 離転職の際の制度内の移管（資産管理機関間、資産管理機関と指定団体間）に係る措置（資産の移管）は非課税とする。
 - ⑤ 既存企業年金（厚生年金基金、税制適格退職年金）等からの移行に係る措置（資産の移行）は非課税とする。
- (2) 税制適格退職年金に対する企業の保有株による拠出を認める。
- (3) すべての私的年金（厚生年金基金、税制適格退職年金、国民年金基金、新設される確定拠出型年金）において、「拠出時・運用時は非課税、給付時は課税」という課税原則の徹底を図る。
- (4) 給与所得者の特定支出控除の特例について、自己啓発費用等に係る適用要件の緩和等の措置を講ずる。
- (5) 新事業創出促進法に規定する産業活力再生特別措置法の特例の認定に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する。
- (6) 産業活力再生特別措置法に係る事業革新設備の特別償却制度について、事業革新設備の見直しを行う。

4. 金融関連税制の整備

- (1) 金融商品に対する時価会計導入に伴う評価損益について所要の税制措置を講ずる。
- (2) 一定の事業法人の受ける社債利子に係る源泉徴収制度を見直して、申告納税を導入する。
- (3) 非居住者及び外国法人に対する民間国内債の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置を講ずる。
- (4) 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置の適用期限を延長する。
- (5) コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置の適用期限を延長する。
- (6) 商品先物及び商品オプション取引に係る損益については申告分離課税とし、有価証券の譲渡損益等との損益通算を可能とする。

【国 税】

I. 我が国経済の健全な発展に資する中小企業施策の推進及び産業競争力強化のための税制改正

1. 中小・ベンチャー企業育成等新分野挑戦

- (1) 中小企業基本法における中小企業者の定義の見直し等に伴う所要の措置を講ずる。
- (2) エンジェル税制について、以下の措置を講ずる。
 - ① 源泉分離課税の廃止（平成13年3月31日）を前倒しし、エンジェル税制の対象企業に対する投資により生じた株式譲渡損失については、他の所得との損益通算を認める。

ただし、源泉分離課税の廃止が前倒しされない場合には、平成13年4月1日以降他の所得との損益通算を認めることとし、平成12年度中に行う投資についてもその対象とする。
 - ② 現行のエンジェル税制の損失繰越期間を3年から5年へと延長する。
 - ③ エンジェル税制の対象となる企業の範囲を拡大する。
- (3) 留保金課税制度を撤廃する。
- (4) 中小企業者の事業承継の円滑化を図るため、相続税・贈与税に係る所要の措置を講ずる。
- (5) 産業活力再生特別措置法に基づき「事業再構築計画」の認定を受けた企業からストックオプションの付与を受けた特定関係事業者の従業員等についても、権利行使を行った際の経済的価値に対する所得課税を繰り延べし、株式売却時にその譲渡益に対して申告分離課税を適用する現行のストックオプション税制の対象とする。
- (6) 特定の投資事業組合について、以下の措置を講ずる。
 - ① 特定の投資事業組合に個人が投資した場合、エンジェル税制の適用を認める。
 - ② 特定の投資事業組合から投資を受けた企業について、ストックオプションの付与上限の引上げを認めることに伴う所要の税制措置を講ずる。
- (7) 「中小企業創造的事業活動促進法」に基づいて事業化設備等を取得した場合の特別償却制度及び税額控除制度の対象設備に一定の器具・備品を追加する。
- (8) 「中小企業創造的事業活動促進法」の認定を受けた中小企業について、ストックオプションの付与上限の引上げを認めることに伴う所要の税制措置を講ずる。
- (9) 中小企業技術基盤強化税制について、税額控除率を引き上げる。

- (4) 企業組織再編に係る設立登記・資本増加登記の登録免許税の軽減措置を講ずる。

3. 経営資源の有効活用等のための取組支援

- (1) 確定拠出型年金制度を創設し、次の①～⑤の措置を講ずる。
- ① 年金への従業員拠出は所得控除、企業の拠出は損金算入とする。
 - ② 年金資産の運用益については、非課税とする。
 - ③ 年金からの給付について、公的年金等控除、退職所得課税の対象とする。
 - ④ 離転職の際の制度内の移管（資産管理機関間、資産管理機関と指定団体間）に係る措置（資産の移管）は非課税とする。
 - ⑤ 既存企業年金（厚生年金基金、税制適格退職年金）等からの移行に係る措置（資産の移行）は非課税とする。
- (2) 税制適格退職年金に対する企業の保有株による拠出を認める。
- (3) すべての私的年金（厚生年金基金、税制適格退職年金、国民年金基金、新設される確定拠出型年金）において、「拠出時・運用時は非課税、給付時は課税」という課税原則の徹底を図る。
- (4) 給与所得者の特定支出控除の特例について、自己啓発費用等に係る適用要件の緩和等の措置を講ずる。
- (5) 新事業創出促進法に規定する産業活力再生特別措置法の特例の認定に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を延長する。
- (6) 産業活力再生特別措置法に係る事業革新設備の特別償却制度について、事業革新設備の見直しを行う。

4. 金融関連税制の整備

- (1) 金融商品に対する時価会計導入に伴う評価損益について所要の税制措置を講ずる。
- (2) 一定の事業法人の受ける社債利子に係る源泉徴収制度を見直して、申告納税を導入する。
- (3) 非居住者及び外国法人に対する民間国内債の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置を講ずる。
- (4) 非居住者及び外国法人に対する民間国外債の利子等の所得税及び法人税に対する非課税措置の適用期限を延長する。
- (5) コマーシャルペーパーに係る印紙税の特例措置の適用期限を延長する。
- (6) 商品先物及び商品オプション取引に係る損益については申告分離課税とし、有価証券の譲渡損益等との損益通算を可能とする。

平成12年度税制改正要望書

税制第一課所得税関係

平成11年8月

農林水産省

目 次

ゴシックの要望事項は、所得税関係の事項である。

	ページ
1 所得税	
(1) 商品先物取引及びオプション取引に係る損益について、有価証券の譲渡損益と同様の扱いとすること	1
(2) 農業者年金基金法の離農給付金に対する非課税	4
(3) 生命共済掛金控除限度額の引き上げ	7
(4) 個人年金共済掛金控除限度額の引き上げ	13
(5) 確定拠出型年金制度の創設等	26
2 所得税・法人税共通	
(1) 食料供給構造改善促進法（仮称）の制定に伴い、特定公益法人に対する寄付金についての損金算入等の特例措置の適用対象に、同法に基づき新設される食料供給構造改善促進機構（仮称）に対して支出した場合を追加	28
(2) 食料供給構造改善促進法（仮称）の制定に伴い、同法に規定する構造改善計画（仮称）に基づき食品商業集積施設の整備を行う特定の法人に対して土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除制度の創設	31
(3) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度及び同組合等が取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳の特例措置の適用対象に、食料供給構造改善促進法（仮称）に規定する構造改善計画（仮称）に基づき農業協同組合、食品製造事業協同組合等が行う場合を追加	34
(4) 試験研究費の額が増加した場合等の税額の特例控除制度の適用対象に、食料供給構造改善促進法（仮称）に基づき農業協同組合、食品製造事業協同組合等が行う場合を追加	37
(5) 産業活力再生特別措置法に基づき事業基盤強化設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度に、砂糖製造業、木材チップ製造業を追加	40
(6) 産業活力再生特別措置法に基づき事業革新設備を取得した場合の特別償却制度に、砂糖製造業、木材チップ製造業を追加するとともに、対象設備として、チップ炭製造装置等を追加	43
(7) 産業活力再生特別措置法に基づく買換え・交換特例に、砂糖製造業、木材チップ製造業を追加	47
(8) 電子機器利用設備の特別償却又は税額控除制度	50
① 自動接ぎ木養生装置等を追加	
② 適用期限の延長	
(9) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の適用期限の延長	93

平成12年度税制改正に関する

要 望 事 項

平成11年8月

農 林 水 産 省

目 次

第1 国税の部

1	所得税	1頁
2	法人税	3
3	所得税・法人税共通	5
4	相続税・贈与税	14
5	登録免許税	15
6	石油税	21
7	複数の税目に関する事項	22

第2 地方税の部

1	道府県民税・市町村民税	23
2	不動産取得税	24
3	固定資産税・都市計画税	29
4	特別土地保有税	38
5	事業所税	40
6	複数の税目に関する事項	42

第 1 国 税 の 部

1 所 得 税

(1) 商品先物取引及びオプション取引に係る損益について、有価証券の譲渡損益と同様の扱いとすること。(新設)

(理 由)

- 1 商品先物市場は、「公正かつ透明な価格指標及びリスクヘッジの場を提供することにより商品の流通における市場メカニズムを貫徹する産業基盤」(「経済構造の変革と創造のためのプログラム」平成8年12月閣議決定)であり、その果たすべき役割を機能させるためには、市場の流動性の確保、具体的にはリスクを引き受ける投機資金の流入が必要不可欠である。
- 2 このため、現在の商品先物市場において投機資金の中核を形成する個人投資家による商品先物取引及びオプション取引からの所得については、市場における資産性所得であるという共通性を有する株式等の有価証券による所得と同一の課税扱いすることが必要である。また、これにより、個人投資家がいずれの資産運用の場を選択した場合であっても税負担の公平性が確保されることとなる。

(2) 農業者年金基金法による離農給付金に対する非課税措置を延長すること。(農業者年金基金法附則第11条第1項、第4項)

(理 由)